

法定外目的税

使用済核燃料税



までの軌跡

新潟県柏崎市

平成 15 年 10 月

はじめに

柏崎市は、9月18日に、総務省から「使用済核燃料税」新設の同意をいただき、9月30日から条例施行しました。道府県を除く地方自治体の法定外目的税としては、全国4番目となります。

平成12年2月中旬から3月初旬に実施した日本経済新聞の調査に対して、「使用済核燃料のサイト内保管への課税」について回答してから足掛け3年半、庁内で検討を始めてから3年が経過しています。課税客体として使用済核燃料を対象として取り上げたのは、全国原子力発電所所在市町村の中で、平成10年8月に石川県志賀町が法定外普通税「使用済核燃料税」(仮称)として、条例案を立地市町村に送ったのが最初ではないかと言われています。また、使用済核燃料への課税の可能性について記述しているものに、平成11年9月に茨城県税源問題研究会が発行した「地方独自税探索記」があります。さらに柏崎市と同時期に鹿児島県川内市が使用済核燃料税の研究・検討を始め、検討結果を中間報告・最終報告として公表、今回一緒に総務省同意をいただいています。

当市は、平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方の自主課税権が拡充されたことなどを受け、市長の命により、新税の具体的な調査・研究を行うため庁内7人の若手職員によるワーキンググループを平成13年1月に設置し、研究・検討に着手しました。当然のことながら全員が税の創設に関わるのは初めての経験ですので、まず、法定外税の情報収集から始め、先進地視察、大学の法学部教授、県担当課との意見交換、13回に及ぶワーキンググループ検討会等により、条例案等の作成、税理論の構築を行いました。税原則との関係、二重課税問題等、壁にぶつかる度に市長を始めとする市幹部の叱咤激励があり、何とか壁を乗り越えながら新税創設可能ということで素案をまとめ、平成14年3月に市長へ報告を行いました。

さらに素案の問題点及び課題を検討し、最終案にまとめるため、同年4月関係課職員及び一部ワーキンググループメンバーによる7人の新鋭創設推進班を設置しました。このメンバーを中心に、同年6月から納税義務者である東電(株)と12回に及ぶ協議を行い、本年8月1日に合意を得ることができました。トラブル隠し問題で一時中断したものの、一年間にわたって辛抱強く説明にあたり、何とか一定の理解を得ることができました。

この間、国のエネルギー政策、法定外税の存続等が論議され、新税を取り巻く情勢は厳しさを増していました。これに対し、納税義務者の合意を得られない四面楚歌の中、風穴を開けるべく、市長の決断により3月議会へ条例案を上程しました。結果として、市長の新税創設への執念、精力的な行動が、納税義務者の合意、総務省からの同意へと流れを作っていたものと思われます。ただし、新税の創設が、財源が確保できてよかったで終わりではなく、法定外目的税として、納税義務者はもとより、市民に対して用途を明確にする必要があります。地方自治体として責任は重いと認識しています。

最後になりましたが、長期間にわたって今回の新税創設に関わった職員はもとより、ご協力をいただいた関係各位に感謝申し上げます。

新税研究検討グループ
新 税 創 設 推 進 班

目 次

はじめに

目 次

1 新税創設に向けた取組み	1
(1) 庁内での検討	1
(2) 新税研究検討グループの設置と活動経過	2
(3) 新税創設推進班の設置と活動経過	4
2 使用済核燃料税の創設	6
(1) 目的・背景	6
(2) 新税の概要	6
(3) 納税義務者への説明	7
(4) 関係省庁との調整	9
(5) 自民党電源立地等推進調査会 P T	12
(6) 議会での審議	13
(7) 全国原子力発電所所在市町村協議会	15
(8) 使用済核燃料税創設までの歩み(まとめ)	16
(9) 新聞報道	17
3 課税の理論	25
(1) 新税の性格	25
(2) 課税客体	26
(3) 課税標準	27
(4) 税率	28
(5) 財政需要	29
(6) 租税原則との関係	31
(7) 不同意要件の検討(地方税法第671条1号~3号)	32
(8) 柏崎市・川内市使用済核燃料税比較表	36
別紙1 財政需要集計表	37
4 柏崎市使用済核燃料税の解説	38
5 資料	
資料1 同意書	43
資料2 新潟県柏崎市使用済核燃料税条例	44
資料3 新潟県柏崎市使用済核燃料税条例の施行期日等を定める規則	46
資料4 新潟県柏崎市使用済核燃料税条例施行規則	47
資料5 地方税法関係条文	51
資料6 柏崎刈羽原子力発電所の概要	53

資料 7	使用済核燃料	5 7
資料 8	原子燃料サイクルの概要	6 3
資料 9	柏崎市における市税の状況	6 5
資料 10	原発立地に伴う財政需要とその財源	7 4
資料 11	法定外税制度	8 1
資料 12	「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準等及び留意事項について（総務省自治税務局長通知）」	8 5

1 新税創設に向けた取組み

(1) 庁内での検討

平成12年4月から「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(いわゆる地方分権一括法)の施行により、地方分権の時代がスタートしました。

税の分野においては、課税自主権の尊重の観点から、従来の法定外普通税に加えて法定外目的税の創設が可能になるなど、地方自治体が独自に税源を充実する選択の幅が広がられました。

このため、各自治体においては、住民ニーズの多様化や財政確保など、行政を取り巻く環境が厳しくなる中で、新たな税収(新税)を探ろうという機運が高まり、研究・検討を始めました。

当市においては、地方分権一括法の4月施行を踏まえて、平成12年2月中旬から3月初旬に実施した日本経済新聞の調査に対して、「使用済核燃料のサイト内保管への課税」について回答しています。その後平成12年6月市議会において、市長が課税自主権の「理論的、現実的、法的な面からの可能性を真剣に考える時代が来たものと受けとめており、使用済核燃料貯蔵に係る税を一つの案として考えている。」と表明しました。

この表明により、7月6日に関係4課(財政、企画、原対、税務課)による新税創設について会議が開催され、さらに7月18日には、三役、総務部長、企画部長、関係課長・代理による法定外税導入の会議が開催されました。以後関係課による協議が続けられました。

8月7日の定例記者会見で、市長が使用済核燃料への課税の研究を進めていることを表明しました。

(2) 新税研究検討グループの設置と活動経過

平成13年1月9日付けで、新税創設に向けての具体的調査、研究、検討のため、総務部長が指名した市職員7名による「新税創設研究検討グループ」が設置される。事務局は、税務課に置き、税務課係長以上はアドバイザーとして参画しています。

なお、進行状況については、三役、総務部長、企画部長、関係課長・代理からなる三役等検討会を開催し、逐次報告し、検討を重ねました。

活動内容は次のとおりです。

日付	活動項目	内容
13.2.1	第1回グループ会議	グループ設置の趣旨説明 座長選出 今後のスケジュールについて
13.2.22	新潟大学教授から意見拝聴	新潟大学において、法学部教授と法定外税

	(7人参加)	及び新税について意見交換を行う。 (課題) 目的税と普通税、どちらをとるのか。 新税と他の税との二重課税 課税目的の整理 (調査事項) 核燃料税の内容把握 東電に対して課税されている税の種類と仕組み 産業廃棄物に対する法定外税を検討している自治体の条例と内容
13.4.16	川内市へアンケート調査実施	既に、使用済核燃料に対して課税を検討している鹿児島県川内市へ、アンケートを送付
13.4.25	山梨県河口湖町へ出張、意見拝聴(税務課長、同代理)	法定外目的税の全国第一号となった河口湖町を訪問、県との関わり、総務省との協議経過、申請時における留意事項等について、担当課長、係長と意見交換を行う。
13.5.7	出県し、税務課担当職員から意見拝聴(税務課長ほか2人)	(課題) 税源、財政需要の存在の理論構築 核燃料税との財政需要の相違の明確化 二重課税にならないという理論構成 核燃料税の財政需要の確認 原子力発電所に係る交付金等既存制度と新税との関係整理
13.5.14	三役等検討会へグループメンバーも出席	(課題) 外国の税制の研究 法定外税としての産業廃棄物税の研究 茨城県核燃料等取扱税、青森県核燃料物質・等取扱税の条例を用意 原発を対象とした税の整理
13.5.10	第2回グループ会議	これまでの経過説明 今後の研究の方向性
13.5.24	第3回グループ会議	座長の交代 5/14開催の三役等検討会で出された課題の役割分担を行う。 川内市資料と同程度の資料作成を次回まで

		<p>に行く。</p> <p>類似する核燃料に関する税との比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税期間を同じく5年とする。 ・課税客体を発生とし、低レベルドラム缶については、課税客体から外す。 ・青森県、茨城県でも容認されている使用前のウラン重量を課税標準とする。 ・税率の積算根拠が示されていない。青森県、茨城県と同額が適正かどうか。 <p>財政需要について、核燃料税に計上していない事業を総括表に示す。</p> <p>三重県産業廃棄物埋立税との比較検討を行う。</p> <p>原発に対する特別な税は、外国で該当がない。各国の環境関連税制、租税原則等について示す。</p> <p>柏崎刈羽原発、東京電力に係る税金について示す。</p> <p>問題点に対する理論付けのため、専門家の活用が必要である。</p>
13.6.4	第4回グループ会議	
13.7.9	第5回グループ会議	<p>税創設の目的、大義名分は何か。</p> <p>財政需要における核燃料税との問題点を討議</p>
13.7.16	第6回グループ会議	<p>課税客体を発生と保管の2種類とし、それぞれの条例案の検討を行う。</p> <p>基準日を1月1日にするか4月1日にするか討議。</p> <p>累進的な税率は適用しない。</p> <p>財政需要の考え方について討議</p>
13.7.23	第7回グループ会議	財政需要の考え方について討議
13.7.31	出県し、税務課担当職員から意見拝聴（税務課長同代理）	財政需要の捉え方と問題点について、意見交換を行う。
13.7.31	第8回グループ会議	三役等検討会、県税務課との意見交換について説明する。
13.8.10	第9回グループ会議	財政需要の捉え方について討議
13.9.20	出県し、市町村課担当職員と	これまでの検討結果を説明し、意見交換を

	意見交換（税務課長ほか2名）	行う。
13.10.2	第10回グループ会議	総務省への事前協議のための協議書及び資料作成と問答集の作成を次回までに行う。
13.10.9	第11回グループ会議	提出された問答集について意見交換 条例案の訂正
13.10.12	出県し、市町村課及び税務課担当職員と意見交換（企画課長代理、税務課長代理）	市の要望により、核燃料税の税率アップを検討している。市でも同じ納税義務者に新税を課税する方向で動いている。同時進行により共倒れになる危険性がある。新税をしばらく保留し、核燃料税の動向を見極めた上で、進められないか。
13.11.21	新潟大学教授から意見拝聴（7人参加）	・新潟大学において、法学部教授と新税について意見交換を行う。
14.2.21	第12回グループ会議	財政需要の見直し 非課税3年の取扱い
14.3.22	新税研究検討グループ解散	新税の創設可能である旨報告。協議書案（条例案を含む。）規則案、問答集を報告書として提出する。

（3）新税創設推進班の設置と活動経過

新税研究検討グループにより策定報告された使用済核燃料保管への課税素案を、最終案にまとめあげるため、平成14年4月9日付けで関係部署及び新税研究検討グループの一部担当者の7人で構成する新税創設推進班を設置しました。

活動内容は次のとおりです。

日付	活動項目	内容
14.4.10	第1回推進班会議	これまでの新税経緯、課題、今後のスケジュール等について討議
14.4.15	第2回推進班会議	財政需要について討議
14.4.23	出県し、税務課、市町村課と協議	核燃料税の税率アップにおける総務省協議の経過と納税義務者への説明 新税と核燃料税の関係
14.4.23	第3回推進班会議	当面のスケジュール 課税標準、財政需要（人件費の計上）について討議
14.5.2	第4回推進班会議	これまでの検討結果に基づき協議書案の作

		成（新税名：使用済核燃料保管税）
14.5.7	庁議（推進班メンバー出席）	協議書案により、新税について説明する。 国の法定外税に対する同意に係る処理基準 の変更通知を配布
14.5.8	第5回推進班会議	市長が記者会見で国、東電との協議のスタ ートを表明したことによる今後の対応
14.5.9	第6回推進班会議	条例解説の作成、問答集の見直し 条例名から保管を削除する。
14.5.16	第7回推進班会議	5月15日東電へ協議の申入れた際のやり取 り 東電協議に向けての資料作成について討議
14.5.27	第8回推進班会議	東電資料の確認
14.5.29	第9回推進班会議	東電資料の確認
14.8.1	第10回推進班会議	東電への質問事項について検討
14.9.30	第11回推進班会議	新税の現状と課題について討議
14.12.19	第12回推進班会議	資源エネルギー庁案について検討
14.2.21	三役等検討会（推進班メンバ ー出席）	2月議会への新税条例案提出について討議
15.4.17	第13回推進班会議	財政需要の対象事業について検討
15.4.18	第14回推進班会議	同上
15.4.30	第15回推進班会議	財政需要の打合せ
15.5.19	第16回推進班会議	東電からの質問事項に対する検討
15.9.18	新税創設推進班解散	

2 使用済核燃料税の創設

(1) 目的・背景

柏崎刈羽地域は、合計 7 機・総出力 821.2 万 KW という世界最大規模の原子力発電所が立地しており、昭和 60 年 9 月の 1 号機営業運転開始以来、17 年間にわたりエネルギーを供給している地域です。

運転の継続とともに、発電所で発生する使用済核燃料は増嵩し、これに伴って発電所サイト内で貯蔵される使用済核燃料もまた増えているのが実態であり、一方、六ヶ所村における再処理工場の建設やプルサーマル計画の遅れを始めとして、核燃料サイクルの確立の道筋はいまだ不透明のままであるなど、国のエネルギー政策の柱である原子力発電推進は極めて厳しい状況にあります。

また、昨今の事故や不祥事は、原子力発電に対する市民の信頼を著しく裏切るものであり、発電所サイト内における使用済核燃料の貯蔵量の増加ともあいまって、防災体制の整備等に向けた市民の要請も一段と高まってきています。

原子力発電を巡るこうした社会情勢や市民意識に変化がある一方、当市の原子力発電所に係る固定資産税は、平成 7 年度の 127 億円をピークに大幅な減少に転じ、平成 14 年度は約 71 億円、平成 22 年度には約 32 億円にまで落ち込むことが予想され、市民の需要に応える財源確保は、今後、一層困難なものとなることが懸念されます。

このようなことから、原子力発電所周辺の安全体制・防災対策を一層確かなものにすることは勿論、今後、相当長期にわたって原子力発電所と共生していくこととなる当地域の更なる振興等、地域のイメージ向上に向けた新たな財政需要に対応するため、これら需要に充当することを目的として、新税を創設するものです。

(2) 新税の概要

課税項目	内 容
納税義務者	原子炉設置者（東京電力株式会社）
課税客体	原子力発電所における使用済核燃料の保管
課税標準	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量
税 率	1 キログラムにつき 4 8 0 円
徴収方法	申告納付
税の用途	原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用
税 額	15～19 年度で約 2 3 億円見込む (15 年度 225,075 千円 16～19 年度平均 540,768 千円)
課税期間	条例施行後 5 年を目途に見直し規定あり

(3) 納税義務者への説明

14.6.3 の第 1 回協議から 15.6.30 までの約 1 年間に 12 回の協議を行っています。市から市民生活部長及び新税創設推進班が、東電(株)からは柏崎刈羽原子力発電所副所長、立地地域本部立地業務グループ、総務部総務グループ社員が出席しています。

また、第 8 回からは、市から助役が、東電(株)は総務部長が協議に加わっています。協議経過は次のとおりです。

月 日	項 目	概 要
14.5.8	定例記者会見	市長が国、東電と協議を開始する旨表明する。
14.5.15	申入れ	市民生活部長から東電へ新税協議申入れ
14.6.13	第 1 回東電協議	新税の目的・背景、課税内容、創設スケジュール、本市における最近の財政状況、条例案及び解説の資料を配布し、説明する。
14.7.17	第 2 回東電協議	東電提出資料「電力自由化と経営効率化への取組み及び電気事業と税金」と当市提出資料財政需要額見込みについて、各々説明、質問する。
14.8.26	第 3 回東電協議	事前に示した 3 つの質問事項に対する東電の回答と財政需要一覧表について説明し、質疑を行う。
14.8.29	東電トラブル隠し発覚	
14.10.23	第 4 回東電協議	次回から条例の中身等実務の協議に入ることを確認する。
14.11.14	第 5 回東電協議	<p>これまで原発関連収入で、どれくらい原発関連事業に充当しているのか。</p> <p>税の前に歳出の削減があってしかり。計画等はあるのか。</p> <p>歳入増、歳出減の自助努力を。</p> <p>税以外の分担金等について検討しなかったのか。</p> <p>立地に伴う財政需要か。使用済核燃料保管に伴う財政需要か。</p> <p>使用済核燃料に、資産価値を見出しているのか。</p> <p>県核燃料税と新税の財政需要は重複するのではないか。</p>
14.12.3	第 6 回東電協議	<p>当市の経費削減資料（新行政改革大綱の進捗状況等、環境にやさしい率先行動計画の実施に伴う費用効果、財政状況等）を報告する。</p> <p>主たる質疑内容は次のとおり</p> <p>財政需要における核燃料税との関係</p> <p>課税客体の担税力の有無</p>

		<p>「狙い撃ち」課税ではないか。</p> <p>「長期発展対策交付金」の使用済核燃料分との関係</p> <p>税と負担金について</p>
15.1.27	第7回東電協議	税の性格、課税客体等の入口論に終始、進展なし、次回財政需要の中身について議論したい旨伝える。
15.2.27	議会へ条例案上程	
15.3.20	条例案可決	
15.3.25	市長、東電本社訪問	東電副社長へ新税の議会可決を報告し、本格的な交渉の開始を申し入れる。
15.4.3	第8回東電協議	<p>会場：東電本社 今回以降、助役が協議に出席</p> <p>事前に質問のあった次の3点について説明する。</p> <p>財政需要の定義について</p> <p>財政需要項目ごとに説明する。</p> <p>「財政需要のない財政需要額」のうち新税で充当する割合について</p> <p>財政需要総括表に基づき、過重負担等を勘案して約20%相当の税収が妥当</p> <p>「原子力発電所の立地することによる財政需要額」の具体的内容について</p> <p>事業個表により説明する。</p>
15.4.11	第9回東電協議	<p>総合企画部長、財務課長も同席</p> <p>財政需要全体にわたる質疑応答が行われる。</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>事業の割落とし</p> <p>特措法・三法との関係</p> <p>人件費の算出根拠</p> <p>核燃料税との調整等</p>
15.4.24	第10回東電協議	<p>財政需要を中心とした質疑応答が行われる。</p> <p>(内容)</p> <p>財政需要の20%税負担の根拠</p> <p>共生の中で寄付金を出している事業の取扱い</p> <p>税と負担金等</p>
15.4.30	助役・東電総務部長会談	<p>(内容)</p> <p>核燃料サイクルの円滑な推進</p> <p>財政需要の再検討</p> <p>協議書の提出時期について</p>

15.5.9	助役・東電総務部長会談	(内容) 協議書の提出時期について
15.5.16	第11回東電協議	会場：東電本社 東電から提出された財政需要関係の質問への回答と質疑を行う。
15.5.27	総務省へ協議書提出	市長、総務省へ提出後、東電本社訪問し、副社長へ協議書提出を報告する。
15.6.30	第12回東電協議	東電から、先般回答した財政需要に関する再質問と疑問点として次の2点について文書での回答を求められる。 単一の納税者に対する課税への疑問 本税の課税客体である「使用済核燃料の保管」に対する疑問
15.7.15	助役・東電総務部長会談	6月30日協議の質問、疑問点に対する回答書を東電へ提出 今後のスケジュールについて協議
15.7.28	市長、東電本社訪問	早期の合意について依頼
15.8.1	定例記者会見	東電総務部長から助役へ合意の報告があり。同日、市長が東電合意について、記者会見で発表する。同日、東電が社長名で合意のコメント発表
15.8.21	申告手続き等の打合せ	使用済核燃料の対象の確認 申告方法（規則案を説明）

(4) 関係省庁との調整

ア 新潟県

法定外税の市町村の窓口は総合政策部市町村課税制係となっています。

また、核燃料税の主管である総務部税務課担当職員と新税創設の意見交換を行い、途中から総務部財政課も加わり、核燃料税と新税の財政需要の整理について、打合せを行っています。

経過概要は次のとおりです。

年月日	項目	概要
13.5.7	税務課職員との意見交換	核燃料税導入の経緯と新税創設に向けて留意事項について意見交換を行う。
13.7.31	税務課職員との意見交換	これまでの新税検討経過と条例案を基に、核燃料税との財政需要の重複等の問題点について意見交換を行う。
13.9.20	市町村課職員との意見交換	これまでの新税検討結果を説明し、意見交

		換を行う。 (内容) 財政需要の捉え方 目的税・普通税の選択 総務省とのコンタクトについて
13.10.12	県の招集により市町村課及び税務課職員と面談	核燃料税の動向と新税を進め方について、意見交換を行う。
14.4.11	市町村課職員との意見交換	核燃料税のアップに関し、意見交換を行う。
14.4.23	県の招集により市町村課及び税務課職員と面談	新税と核燃料税について、意見交換を行う。
14.5.10	市町村課職員との意見交換	新税の改正後の原案について説明し、意見交換を行う。
14.6.17	市町村課職員との意見交換	東電と事務レベルでの協議を開始した旨報告する。 東電に配布した資料を提出し、説明する。
14.11.21	市町村課職員との意見交換	新税を巡る情勢について意見交換を行う。
14.12.16	市町村課及び税務課職員と意見交換	前回以降の状況報告 12月11日の県議会連合委員会での知事発言について 今年度内の総務省訪問を県へ依頼
14.12.25	総務省へ事前説明	県市町村課職員同行
15.1.23	県の招集により市町村課長及び税務課長以下職員と意見交換	総務省へ提出した資料により、新税の概要について説明する。 (県からの問題事項の提起) 核燃料税と新税の財政需要の整理 追出し税と財政需要の理論付け 核燃料税又は新税への一本化
15.2.12	市町村課職員との打合せ	総務省事前相談の打合せ 2月議会への条例案提出を含めた新税を巡る動きについて意見交換を行う。
15.2.13	総務省へ事前説明	県市町村課職員同行
15.2.19	財政課との打合せ	企画政策課係長及び財務課主任が出県、県財務課核燃料税担当と意見交換を行う。 核燃料税と新税の財政需要について 新税への一本化について
15.4.4	市町村課職員との意見交換	総務省事前相談以後の経過報告と今後の予定について説明する。 核燃料税との調整について

15.5.8	県の招集により財政課長、税務課長、市町村課長以下職員と意見交換	新税に対する総務省及び東電の対応について 東電の質問への回答について 新税の核燃料税への影響 財政需要について
15.5.27	協議書(写し)を市町村課あて送付	2部

イ 国(総務省・資源エネルギー庁)

総務省の窓口は、自治税務局企画課企画係となっている。県市町村課に訪問日程等の調整を依頼し、条例案を含め、十分な説明資料を作成した上で、事前相談に臨んでいます。

また、民間の原子力事業者を所管する経済産業省資源エネルギー庁へも、新税への取組みと指導を依頼しています。

概要は次のとおりです。

年月日	項目	概要
14.11.20	総務省へあいさつ	助役上京時、総務省自治税務局を訪問し、企画課係長に新税の目的・背景・概要(一枚もの)を手渡す。
14.12.25	総務省自治税務局企画係長へ事前説明	新税の概要について説明するも中身についての質疑なし。 3月の条例案上程に対する総務省の対応について 新潟県の核燃料税アップ後の新税との関係について
14.12.25	資源エネルギー庁参事官及び核燃料サイクル産業課長補佐と面談	2炉心を超えた使用済核燃料に課税することは、国としては認める。 2炉心を超えた部分について、長期発展対策交付金で20万円/トン加算する方向で検討している。 新税の性格は、追出ししか財源確保か。
15.1.21	市民生活部長上京、資源エネルギー庁参事官及び核燃料サイクル産業課長補佐と面談	新税への今後の取組みと指導を依頼 2炉心を超えた使用済燃料への課税について(エネ庁案) 条例案上程の先送り(3月を6月へ)について、意見あり

	総務省自治税務局企画係長と面談	新税検討WGの報告時期 条例案上程の先送り（3月を6月へ）について、アドバイスあり
15.2.13	総務省自治税務局企画係長へ事前説明	法定外税を巡る情勢について 国の不同意要件について質疑応答 新税の目的、財政需要、適用期間について質疑応答 今後の見通しについて
15.2.24	企画課長から市長へ電話	条例案上程に関して意見交換
15.3.14	エネ庁の招集により、使用済核燃料税に関する関係者会議開催され、助役出席	立地自治体（敦賀市、川内市、柏崎市）、電力側（電事連、九電、東電）、国（エネ庁）と使用済核燃料税について意見交換 エネ庁の考え方 ・納税者の合意を得ることが不可欠 ・エネルギー政策との整合性が図られることが必要 ・全国的な視点からの検討が必要
15.5.7	総務省自治税務局企画係長との事前相談	東電との協議状況について、税務企画官へ説明する。 協議書の提出方法、記載内容等について企画係長と質疑応答がなされる。
15.5.27	総務省へ協議書提出	市長から自治税務局企画課長へ協議書を提出する。
15.9.18	同意書受理	自治税務局長から市長へ同意書が交付される。

（５）自民党電源立地等推進調査会PT

電源立地等推進調査会・原子燃料サイクル特別委員会・エネルギー総合政策小委員会合同会議は10月2日、福島県による原子力発電施設への核燃料税の税率引き上げについて議論しました。総務大臣から税率引き上げに同意した経緯や考え方を聞いた後、意見交換。議員からは法定外税である核燃料税が容易に改定されることとして疑問を呈する発言が相次ぎ、この結果合同会議は早急にプロジェクトチームをつくり、法定外税のあり方を見直すことで一致しています。

第1回は、平成14年10月31日に開催されました。

当市に関係した事項は次のとおりです。

年月日	項目	概要
15.2.25	助役出席	使用済核燃料税について意見交換

15.3.5	自民党電源立地等推進調査会において、電気事業連合会の児島副会長が、原発で使用済みとなった核燃料について、敷地内で20～30年間の保管が認められることを条件に、地元自治体による新規課税を容認する考えを示した。	
15.3.18	東京事務所長出席	使用済み核燃料への課税等について説明する。
15.5.22	助役、自民党核燃料税等検討プロジェクトチームの県選出議員を訪問	新税実現に向けてのお願い文書を条例及び解説とともに手渡す。
15.9.26	市長、自民党核燃料税等検討プロジェクトチームの招集により出席	会議議題「柏崎市及び川内市における使用済み核燃料税の新設について」総務省、電事連、全原協、電気事業者など関係者が招集され、市長が報告・挨拶を行う。

(6) 議会での審議

概要は次のとおりです。

年月日	項目	概要
10.6.9	6月定例会 桜井議員	(質問) 地方分権の推進と相まって、「大規模原子力施設税」など「法定外普通税」の創設を求めていく姿勢が必要ではないか。
12.3.16	総務企画常任委員会 桜井議員	(質問) 日経に掲載された使用済み燃料のサイト内保管への法定外目的税の導入について
12.12.12	12月定例会 武藤議員	(質問) 地方自治体独自課税に使用済み燃料の中間貯蔵を考えると
13.3.3	2月定例会 本間議員	(質問) 課税自主権の活用を言及しているが、具体的な取組みと用途をいつに置いているのか。
13.12.11	12月定例会 矢部議員	(質問) 「使用済み核燃料保管」に対する新税構想について ア 構想の概要について イ 使用済み核燃料のさらなるなし崩しの長期保管につながる懸念について ウ 他の原発立地自治体との調整及び国や電事連との協議の見通しについて
13.12.12	12月定例会 桜井議員	(質問) 使用済み核燃料一時保管税、経年累進を早期導入し、電気料全世帯50%off、事業所70%offを実現させるべき。

14.12.10	12月定例会 五十嵐議員	(質問) 税収が落ち込む中で新規の財源をどのように求めていくのか。
14.12.10	12月定例会 真貝議員	(質問) 使用済み核燃料税の概要について
14.12.11	12月定例会 飯塚議員	(質問) 使用済み核燃料課税について 1 新税の内容及び今後の展開 2 課税によって、使用済み燃料の貯蔵量が増加するのは本末転倒、中間貯蔵施設につながるものには反対
15.2.27	2月定例会 西川市長	施政方針演説を行い、今後の財源確保のため使用済み核燃料税の創設に議会の理解と同意を強く訴えた。
15.3.6	2月定例会 飯塚議員	(質問) 使用済み核燃料処分の見直しを取り上げた質問の中で、3月5日自民党電源立地等推進調査会において、電事連が使用済み核燃料を敷地内で20～30年間保管できるなら、同燃料に地元自治体が新たに課税することを受け入れる方針を示したことに対する受けとめ方をただした。
15.3.6	2月定例会 遠藤議員	(質問) 使用済み核燃料税条例の制定について 条例制定の背景・目的並びに県税である核燃料税との関係・納税者の理解などに対する市長の考えは？また、全原協新税検討委員会検討結果と川内市の動向は？
15.3.6	2月定例会 武藤議員	(質問) 使用済み核燃料税は、中間貯蔵を認めることにならないか。
15.3.18	2月定例会 総務常任委員会	使用済み核燃料税条例案は、飯塚委員を除く各党派委員6人の賛成多数で原案通り可決された。
15.3.20	2月定例会最終日	使用済み核燃料税条例案は、賛成22 反対7(議長を除く)で可決された。
15.6.9	6月定例会 金子議員	(質問) 使用済み核燃料税の見直しはどうか。

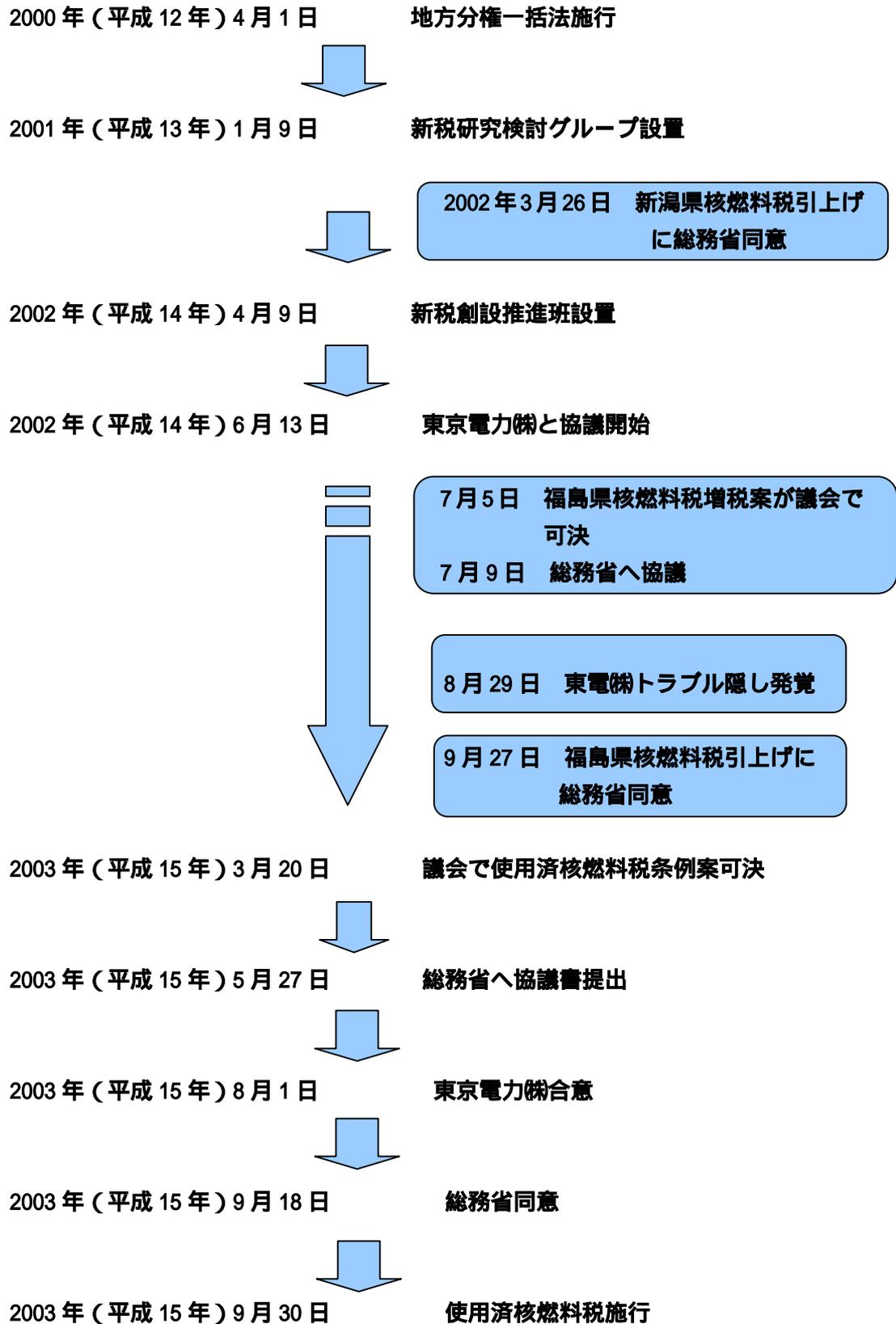
(7) 全国原子力発電所所在市町村協議会

概要は次のとおりです。

なお、新税検討ワーキンググループ報告書は資料のとおりです。

年 月 日	項 目	概 要
14.5.9	全原協役員会開催	新税検討委員会、同ワーキンググループの設置について提案される。
14.6.21	全原協総会開催	新税創設に関する理論の確立を目的として、全原協役員による新税検討委員会が設置される。 新税に関する理論の詳細検討のため、役員に推薦する職員による新税同ワーキンググループが設置される。
14.7.23	第1回新税検討ワーキンググループ会議	税務課長が委員として、同課長代理が随員として出席 法定外税について 川内市、柏崎市の新税構想について 今後の進め方について
14.8.30	第2回新税検討ワーキンググループ会議	第1回WG検討事項の質疑 今後の日程について 川内市と柏崎市の新税案の比較
14.10.2	第3回新税検討ワーキンググループ会議	川内市新税創設研究会座長及び委員との意見交換
14.10.30	第4回新税検討ワーキンググループ会議	電気事業連合会との意見交換
14.11.19	第5回新税検討ワーキンググループ会議	資源エネルギー庁との意見交換 電気事業連合会との意見交換
14.12.25	第6回新税検討ワーキンググループ会議	報告書案の内容について検討
15.1.20	第7回新税検討ワーキンググループ会議	最終報告書案のとりまとめ 今後の日程について
15.2.19	新税検討委員会	報告書案を審議
	全原協役員会	報告書案を承認し、同日資源エネルギー庁を訪問、新税への理解と協力を要請
15.6.5	全原協総会	市長が新税創設の背景と取組みの具体的な経過等について講演する。

(8) 使用済核燃料税創設までの歩み (まとめ)



2000年(平成12年)

3月16日 日本経済新聞

法定外目的税

4割が導入検討

都道府県 産廃処理や環境対策 政令市

地方自治体が独自に課税する「法定外目的税」について、都道府県、政令指定都市の四割が導入を考えていることが日本経済新聞の調べでわかった。地方分権

一括法の四月施行をにらんだ動きで、財政難の中、廃棄物処理や環境・公害対策などの財源を国に頼らず確保する狙いだ。東京都が大手金融機関に対し外形標準

課税を導入することも独自課税への機運を高めている。ただ、その地域内だけの税には住民、企業の反発が出る可能性もあり、多くの自治体は導入まである程

度時間をかけて検討する姿勢だ。調査は二月中旬から三月初旬にかけ、七百四十一自治体(四十七都道府県、六百七十一市、東京二十三区)

を対象に文書で実施。四百五十六十八市長、二十二区五知事、十二政令市を含む長から回答を得た。回収率

法定外目的税の主な検討例、課税対象

- ・三重県(産業廃棄物埋立税)
- ・山梨県(有料道路の通行料を税化)
- ・埼玉県所沢市(産廃処理業者への課税)
- ・神奈川県藤沢市(原動機付き自転車の購入時の登録を税化)
- ・新潟県柏崎市(使用済み核燃料のサイト内保管への課税)
- ・新潟県新津市(環境税)
- ・新潟県上越市(環境税)
- ・長野県駒ヶ根市(ロープウェイ利用者への課税)
- ・静岡県熱海市(観光客・宿泊客への課税)
- ・岐阜県多治見市(環境税)
- ・三重県久居市(CO₂の排出抑制を目指す税)
- ・大阪府箕面市(山ろく保金を狙った「みどり税」)

法定外目的税 特定の政策目的の財源に充てるため、自治体が独自の判断で課税する地方税。地方分権一括法で制度そのものが新設された。国との事前協議を経て導入できる。東京都の外形標準課税が地方税法の枠内で導入するのに対し、法定外目的税は独自の税目を条例で定める。

外目的税の新設を検討中か今後検討したいと答えた。他の市区長を含めると全国で六十一自治体、九・六%が検討方針を表明した。すでに三重県は、県内の処分場を使う企業に対し、産廃一ト当たり千一二十円の課税案を決めた。近隣の岐阜、滋賀、福井三県とも連携し同時導入を呼び掛けている。

他には「環境税」や「みどり税」など、環境保全関連の案が目立つ。神奈川県藤沢市の「原付き自転車の登録への課税」など、直接住民生活にかかわる構想も浮かんでいる。

8月8日 3月16日 日本経済新聞

使用済み核燃料課税 導入は2002年度以降に 柏崎市長

柏崎市長

新潟県柏崎市の西川正純市長は七日の記者会見で、東京電力の柏崎刈羽原子力発電所の敷地内に保管されている使用済み核燃料への課税問題について、法定外目的税として実際に導入するのは二〇〇二年度以降になるとの見通しを明らかにした。同市長は「法定外目的税は一過性の物でなく、普遍性や法的根拠を固める必要がある」として、導入

に先立つ研究に時間が必要などを理由に挙げた。同市の二〇〇一年度予算案では、各部署からの予算請求に対する一般財源が三十億円程度不足している。新税導入が間に合わないのを踏まえ、財源の不足分は電源立地関連の交付金活用など策を探る考えだ。

新税の協議 年度内にも 柏崎市

使用済み核燃料保管に
柏崎市の西川正純市長
は3日の会見で、東京電
力柏崎刈羽原発内で増え
続ける使用済み核燃料

の保管に新税を課税す
る構想について「市内部
の研究がほぼ終わり、年
度内にも東京電力や総務
省との協議に入りたい」
との考えを明らかにし
た。

市税務課によると、昨

年4月の地方分権一括法
で自治体が法定外目的税
を課税することが可能に
なり、税源を研究した結
果、使用済み核燃料に的
を絞った。使用済み核燃
料が増える中、住民が安
心できる暮らしのための

財政需要があるとして、
県の核燃料税などを参考
にして燃料の購入価格を
課税の際の基準に想定し
ている。同課によると同
県川内市も類似の新税を
検討しているという。

「新税導入 厳しい」

柏崎原発

東電所長 市の構想に抵抗感

東京電力・柏崎刈羽原

発の武黒一郎所長は十三

日の記者会見で、柏崎市
が導入を検討している使
用済み核燃料税について
「これ以上の税負担は厳
しい」と述べ、課税に抵
抗感を示した。また同原
発1号機にある、浜岡原
発で破断事故が起きた類
似形状配管内への蒸気進
入を遮断する弁の設置を

行う方針を示した。
武黒所長は、県が課税
している核燃料税の税率
引き上げが来年度以降確
実なことや、東電が電力
自由化への対抗策として
来年に行う電気料金値下
げで、経営環境は厳しさ
を増すと説明し、同社の
実情を「市当局にも理解
願いたい」と述べた。

核燃料税案 国と調整へ

柏崎市

新潟県柏崎市の西川正純
市長は三日の記者会見で、
東京電力・柏崎刈羽原子力
発電所の使用済み核燃料サ
イト内保管に対する課税を
二〇〇一年度中に総務省に
諮ることを明らかにした。
法定外目的税として「昨年
から導入を検討してきた。
条例案案として研究がまと
まったため、法的な問題の
有無などを確認する。新税
の実施は「(内容に問題な
いと国に)認められれば可
及的速やかに」(西川市長)
としたが、具体的な自衛時
間は示さなかった。新潟県
が決めた核燃料税の税率を

現状の七%から一〇%に引
き上げる方針について西川
市長は「財政事情から柏崎
市への配分率も上がると思
っている」と歓迎した。

核燃料税 税率引き上げ 総務相が同意

県は二十六日、東京電力柏崎刈羽原子力発電所に課している核燃料税の税率引き上げについて総務大臣の同意を得たと発表した。現在は、原子炉に挿入された核燃料の価格の七％だが、二〇〇二年度は九％、〇三年度以降は一〇％にする。この引き上げは、地元への核燃料税配分をすでに実施していることなどを理由に、昨年十二月の県議会に県が条例改正案を提出し、可決されている。税率改定は一九八四年の同税創設以来初めて。これにより、次の課税期間更新までの三年間の同税収は約二十億円増の約七十八億円を見込んで

市の使用済み核燃料税案 国・東電と協議へ

西川市長は八日の定例記者会見で、市が導入を研究している東京電力柏崎刈羽原発の使用済み核燃料保管に対する課税について、「国(総務省)や東電との協議をそう進くない時期にスタートさせたい」との考えを表明した。使用済み核燃料税は、原発からの固定資産税が年々減っている財政状況を打開するため、昨年二月から市内に新税研究検討グループを設置して作業を続けてきた。基本的には、保管されている使用済み燃料のウランの重量を課税標準とし、核分裂前のウランの単価から税額を出そうというもの。すでに条例案も作成済みだ。会見で西川市長は「県とのやり取りもしており、内部のことはやるだけのことではなかった。『われわれはこう考えているがどうか』という相談を当事者である国や東電と行いたい」と述べた。一方、福島県が既存の核燃料税を現行の燃料価格だけでなく重量にも課税する案を打ち出したことに対し、「やや飛躍が過ぎる。こちらでは考えていない」とし、使用済み核燃料税の協議への影響について「環境としては良くないが、左右されずに取り組みたい」と述べた。

法定外税 意義を理解し慎重に 総務省が自治体へ通知

総務省は九日までに、自治体が法定外税を創設する際に税の意義を十分に理解し、税とすべき内容かどうかを含め、慎重で十分な検討をすべきだとする自治体税務局長名の通知を都道府県の担当者に出した。地方分権の流れの中で、各自治体で法定外税の導入が相次いでおり、岐阜県多治見市が名古屋市が持ち込むごみに課税する自治体間課税の制度をスタートさせるなど、想定していたかった事例が出たことを受けた通知だ。知は「法定外税の創設に影響が出そうだが、通知は「法定外税は税に対する信頼を確保し、分権推進に資するものとなるよう、税の意義を十分に理解し慎重かつ十分に検討することが重要」として、

目的対象などからみて税を手段とすることがあるさわしいものかどうか十分な検討が望まれる」と指摘している。法定外税には、税収を一般財源に充てる普通税と特定の事業に使う目的税がある。実施には住民の負担が著しく重くならないかなどの三条件があるが、それぞれの条件の詳細はこれまで留意事項とされてきた。今回の通

知ではこれら詳細部分を総務省の処理基準として示した。

原子力発電立地に新たな局面

福島県は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。福島県は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。福島県は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。

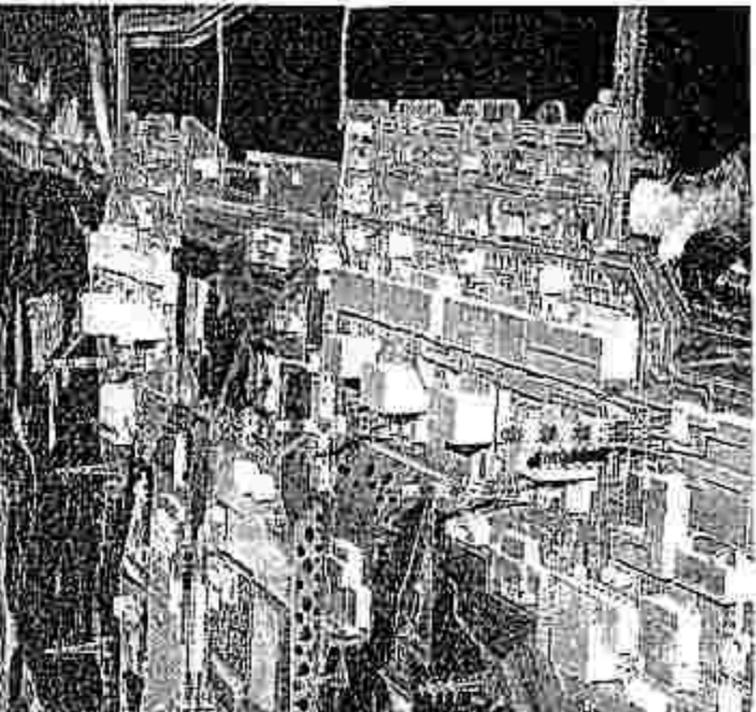
21世紀の電力 エネルギー

税率が2倍に
福島県は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。福島県は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。

福島県、核燃料税大幅引き上げへ

妥協の産物 「札ビラ立地」

福島県は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。福島県は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。



福島県、福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。福島県は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。

発電燃料の売上税は免除 米国

主要国では課税行われず 欧州

発電燃料の売上税は免除 米国
主要国では課税行われず 欧州
発電燃料の売上税は免除 米国
主要国では課税行われず 欧州

電力会社
電力会社は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。電力会社は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。

「法的対応 辞さず」

電力会社は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。電力会社は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。

責任重大な総務省

責任重大な総務省
総務省は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。総務省は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。

福島県、核燃料税大幅引き上げへ

福島県は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。福島県は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。

原子力関連税

原子力関連税
原子力関連税は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。原子力関連税は福島県の大規模な原子力発電立地計画を、福島県が推進する。

使用済み核燃料税 10月実施求め

柏崎市 国と協議開始

東電との合意が焦点

柏崎市の西川正純市長は二十七日、総務省を訪れ、「使用済み核燃料税」の条例施行に国の同意を求め、協議書を提出した。原発立地自治体が、使用済み核燃料の一時保管を対象に法定外目的税の導入の判断を求めたのは全国初。片山虎之助総務相の同意が得られれば、市は今年十月には課税を実施する方針だ。納税義務が生じる東京電力はすでに県に核燃料税を納税しているため、新税導入は「二重課税」になる」と、また市とは合意に至っていない。新税が認められれば他の原発立地自治体にも波及する可能性があり、市と東電の交渉の行方や二重課税問題への国の判断が注目される。



新税創設の同意を求めるための協議書を提出する西川市長（左）

固定資産税の減少背景

西川市長はこの日、総務省自治税務局の岡崎浩吉企画課長に対し「東京電力とは合意に至っていないが、交渉の中で努力は理解してもらっている」と説明。岡崎課長は「田圃に合意を得られるようにしていきたい」とし、東電との合意を判断の前提にする考えを示した。総務省は地方財政審議会(総務相の諮問機関)の意見を踏まえ、三か月前

西川市長はこの日、総務省自治税務局の岡崎浩吉企画課長に対し「東京電力とは合意に至っていないが、交渉の中で努力は理解してもらっている」と説明。岡崎課長は「田圃に合意を得られるようにしていきたい」とし、東電との合意を判断の前提にする考えを示した。総務省は地方財政審議会(総務相の諮問機関)の意見を踏まえ、三か月前

し、原子炉で燃料を燃やす前の重油に課税するもので、一ト当たり四百八十円を徴収し、五年間で約二十六億円の税収を見込む。法定外目的税は使途が特定されるため、税収は原発対策費に使用する。市は三月の市議会で、全面で初めて条例を制定していた。

市が新税導入を目指す最大の理由は、同原発の固定資産税収入の大幅減。施設価値が低下したため、一九九五年度に百二十七億円あった税収が二〇〇一年度は三十二億円に落ち込んだ。市は県の核燃料税収入の一部を交付されているが、現状では原発関連の財政需要をまかない切れないと説明。新たな財政需要として、原発周辺での緊急避難道路の建設費、原発トランプルによる問題で立ち込んだ観光客

の早期撤出を促す効果も期待している。

また、同原発内で一時保管する使用済み核燃料が貯蔵プールの収容量の約七割に達し、周辺住民に不安を与えていると指摘。課税によって、青森県六ヶ所村に交付を受けておらず、柏崎のある日本原燃の貯蔵施設へ市と事情が違つて面がある。

東電 核燃料税と二重課税に

柏崎市の三月の条例制定後、安達公司助後を責任者とし、東京電力と計四回の交渉を行った。西川市長は二十七日も「前に入っているという感触がある」と、合意に自信を寄せたが、双方の主張は現時点では平行線をたどっている。

最大の論点は、県が使途を特定しない法定外普通税として東電から徴収している核燃料税と

見解の平行線 市との見解

同原発の1号機の使用済み核燃料の新たな財政需要については、料が使用段階と使用後の二回課税も、東電は核燃料税収入からの徴収をとし、「二重課税にならざるを得ない」と問題視する。市は新税が理が必要だと指摘する。一時保管への課税であることと強調し、「使用前、使用後では課税対象が違う」と反論している。また、市が提起した原発関連 発内に中間貯蔵施設を設け、

妥協案も検討

使用済み核燃料の長期保管を認めれば、前向きに検討する姿勢を打ち明けている。しかし、市は長期保管には反対する姿勢を崩していない。ただ、原子炉の運転再開問題を抱える東電側は、市と対立関係を築きつづけていく状況にある。一方、西川市長は運転再開問題について完全な切り離し、割り切って考えていると強調した。

平成 15 年 8 月 1 日

東京電力株式会社

社長 勝保 恒久

当社は、柏崎市使用済核燃料税の導入につきまして、柏崎市と昨年 6 月以降、12 回にわたって真摯に協議を行ってまいりました。

本税につきましては、核燃料税と二重課税などの疑問の残る部分もあり、納得できたとは言えないものの、当社といたしましては、現行の法定外税制度のもとでは、やむを得ないものと判断するに至りました。

つきましては、本税の使途内容などが幅広く市民に情報公開されることを望むとともに、同税が地域と発電所の共生に資するために活用されることを心から期待をしております。

8 月 2 日 柏崎日報

8 月 5 日 柏崎日報

東 電

使用済み核燃料税了承

柏崎市 10 月にも課税

柏崎市の西川正純市長は一日の会見で、東京電力・柏崎刈羽原発で発生する使用済み核燃料に課税する新税「使用済み核燃料税」について、東電から同日、課税を了承するとの連絡を受けた、と発表した。総務省が要件に準じていた「納税者(東電)の理解」をクリアしたことで、全国初の課税実施に大きく前進。同市は総務省の同意が得られれば、10 月から実施する。

西川市長は会見で「10 回音に出向いて、東電と出る時期はまだ分からない。地方財政審議会の意見も出てきた」と述べ、手続の協議が合意に至った。市議会は市議会九月度例会で報告する考えを示し、補正予算案を出すことになる」と述べ、同日、総務省は「国の結論が税務局企画課」として、既に保管されている使用済み核燃料。一、当たり四百八十円を徴収、五年間、二十六世内の税収を市側に立地する。見込み、原発の安全対策に使う。

使用済み核燃料税 東電の了承を報告 柏崎市長、総務省に

柏崎市の西川正純市長は四日、総務省を訪れ、東京電力・柏崎刈羽原発で発生する使用済み核燃料に課税する新税「使用済み核燃料税」について、東電から了承を受けたことを報告した。

西川市長は岡崎浩巳同

省自治税務局企画課長に東電の了承を報告。面会後、西川市長は「最大のポイントである東電の了承が得られ大きな課題はクリアできた。八月下旬から九月初旬には総務省の認可をもらえると

思う。当初の希望通り、十月から実施できると期待を持っている」と述べた。また西川市長は原子力

使用済み核燃料税 東京電力の同意を得ないまま今年 9 月、柏崎市議会が条例案が可決され、柏崎市は 5 月末、総務省に同意を求める協議書を提出した。同省は「必要ではないが、納税者(東電)の理解を得るのが理想」としていた。同様の新税は鹿児島県川内市が 7 月、納税者である九州電力の合意を得た後に条例を成立させた。同市は 2004 年度実施を目指している。

新税導入に難色を示していた東電の勝保恒久社長は「核燃料税との二重課税など疑問が残る部分もあるが、現行の法定外税制度のもとではやむを得ない。税の使途が幅広く情報公開されることを望む」とのコメントを発表した。

柏崎の使用済み核燃料税

総務相が同意へ

来月施行

片山虎之助総務相は新潟県柏崎市の独自課税「使用済み核燃料税」の導入に同意する方針を固めた。納税義務が生じる東京電力が受け入れる意向を示すなど、反対する理由がないと判断した。全国第一号として十月から施行される見込み。同じく協議中の鹿児島県川内市での導入も認めるとみられ、原発を抱える他の自治体に導入の動きが波及しそつだ。

同税は柏崎刈羽原発で使用済み核燃料を保管する東電に課す法定外目的税。税率は使用済み核燃料

料(使用前の重量で換算)一キログラムにつき四百八十円とし、五年間で二十六億円の見込み。原発周辺の安全対策などに活用する考えだ。

東電は原発を巡るトラブルへの配慮もあり導入に同意している。片山総務相は国の経済施策への影響などを審議したが、違法性はないと判断。新潟県の核燃料税と二重課税になるとの批判にも「課税対象が核燃料と使用済み核燃料とで異なる」(総務省自治税務局)と問題はないとした。週

使用済み核燃料税に同意

総務相、柏崎市と川内市に

片山虎之助総務相は十八日、柏崎市と鹿児島県川内市の使用済み核燃料税の新設に同意した。西川内市長に同意書が手渡された。使用済み核燃料に課税する法定外税は初めて。

柏崎市の新税は原発の安全対策などに充てることを目的とした法定外目的税。課税対象は、東京電力柏崎刈羽原発の全七基のうち同市に立地する1-4号機に保管されている使用済み核燃料で、燃焼前の核燃料の重量一キログラムあたり四百八十円を課税する。見込まれる税収は五年間で約二十六億円。今年十月から実施の予定。

川内市の新税は法定外普通税。同市の九州電力川内発電所に保管されている使用済みの燃料集合体一基あたり二十三万円を課税。五年間に約十二億六千万円の税収を見込んでおり、原発の防災・安全対策や地域振興などに充てる。二〇〇四年四月から実施する予定。

内に市に同意の決定を伝える。

また九州電力の同意を得ている川内市についても、導入を認める方向。料は増加傾向にあり、今後原立地自治体の間

の遅れで、使用済み核燃料は増加傾向にあり、今後原立地自治体の間

で、施設受け入れと引き換えに税負担を求めめる動きが加速しそつだ。

3 課税の理論

(1) 新税の性格

1999年茨城県東海村で起きたJCOの臨界事故や米同時多発テロなど起こり得ないと考えられていた事態が相次いで起きており、度重なるトラブルの発生、隠ぺい等により、原子力発電所の安全性に対する市民の信頼が大きく揺らぎ、これまで以上に「安心」につながる安全対策の必要性が生じています。このため、新税は、原子力発電所の立地に伴う周辺地域の住民の生活の安定、防災対策の充実などの財政需要に対応するために課税される「原因者負担的な性格」を有しているものと考えます。

なお、新税のもう一つの性格として当初予定していなかった使用済核燃料の保管量の増加に対し、速やかな所外への搬出を促す側面から、「課徴金的な性格」を有しているという考え方もありましたが、使用済核燃料を単なる危険な廃棄物であり、価値のないものとした場合、担税力に疑問視されること、搬出先の青森県との税率との関係における過重負担や二重課税疑問に対する理論付けが必要になる等の理由から「課徴金的な性格」には触れず、「原因者負担的な性格」として位置付けたものです。

ア 法定外税と負担金

原子力発電所が立地することに伴う財政需要として、新税が掲げる様々な事業は、結果として納税義務者のみが利益を受けるというわけではなく、また、納税義務者以外の不特定多数の者が利用するという実態に照らしてみると、負担金ではなく税方式が望ましいと考えます。原子力発電所が立地することに関連して発生する財政需要は多様であり、当初から用途や事業を特定した負担金や分担金になじまないものです。

また、目的税と受益者負担との区別は相対的であり、分担金や負担金は、対価原則で課せられるため、対価を算定することが求められます。それに対して租税であれば、対価原則に基づかないため、個別の受益を測定する必要がありません。このことから、より安全かつ確実な方法として租税を選択するものです。

イ 法定外目的税の選択

法定外目的税については、従来認められていませんでしたが、住民の受益と負担の関係が明確になり、課税の選択の幅が広げられることにもつながることから、平成11年に制定された地方分権一括法により、創設が認められたものです。

法定外普通税と法定外目的税との差異は、普通税であるか目的税であるかということですが、一般に、用途を特定せず一般経費に充てる目的で課される租税を普通税と呼び、最初から特定の経費に充てる目的で課される租税が目的税とされています。

使い勝手がいいのは、普通税ですが、新税が原子力発電所の立地に伴う特別な財政需要に対し課税する原因者負担的な性格の税であり、たまたま納税義務者が一事業者になることから納税義務者に説明しやすく、理解が得られやすい目的税とした

ものです。ただし、税収の用途として上げている財政需要をみると、柏崎市の税は目的税というより、普通税に近い税であると考えられます。

なお、「地方税 2001・12 研究会報告」の中で、法定外目的税は、受益と負担の関係が明確である場合の法定外目的税として新たに設けられたものであるため、原因者負担金・受益者負担金的な税や使用料、手数料等に近い性格を持つ税は、原則として法定外普通税ではなく、法定外目的税とされるべきであるとの記述があります。

東電との協議、総務省との事前相談の中で、目的税についての疑義は皆無でした。

(2) 課税客体

ア 課税客体の選択

核燃料の装荷について課税し、その結果として発生する使用済核燃料に対して課税を行うことは、原因と結果の両方に課税が行われることになり、課税時点が近すぎるといった問題点があることから、使用済燃料プールでの保管に着目したものです。

また、発生への課税は一回限りであり、安定した税収の面から検討した結果、今後も課税の継続が見込まれる使用済核燃料の保管としたものです。

なお、使用済核燃料は、低レベル放射性廃棄物と比較してより一層の安全対策が求められることから、使用済核燃料に的を絞って低レベル放射性廃棄物については対象としないこととしました。

当初、庁内研究会の中で、使用済燃料プールに保管されている使用済核燃料をすべて課税対象とするかについて議論が行われました。課徴金的な税の性格から考えると、搬出したくても搬出できない日数(工事認可申請書の中で、冷却日数 1050 日以上と規定している。)を経過しない使用済核燃料は、対象外にすべきではないかとの意見もありました。この問題については、新潟大学法学部教授と意見交換した時に、教授から 1050 日(3 年)を超える保管により、財政需要が生じる理由を明確に説明できることが必要である。別に動かせないものに税を課税しても問題はない。課税範囲の中から逃げられない状況にあるものにも課税することは、税の弾力性という観点からも問題ないとの意見をいただきました。財政需要を 3 年を超える保管分と 3 年までの保管分に区別することはできないため、すべての使用済核燃料を対象とすることとしたものです。

長期発展対策交付金との関係

長期発展対策交付金の使用済核燃料貯蔵分として、1.48 炉心を超える貯蔵分に対してトン当たり 40 万円で交付されています。庁内研究会において、使用済核燃料に着目して交付又は課税されるという共通点から新税と重複するのではとの議論がなされましたが、管理容量が増量され、当初予定していなかった長期保管に対する迷惑料として交付されているものであり、新税とは異なる性質のものであるとの結論に達しました。ただし、財政需要額の算出の際には、この使用済核燃料貯蔵分に係る加算分は控除しています。

イ 担税力

担税力は、納税者の税金を負担する能力をいいます。新税は、担税力を捉える指標として、使用済核燃料の保管に担税力を見出して課税するものです。使用済核燃料に価値がない場合に担税力は疑問となりますが、平成10年の総合エネルギー調査会原子力部会が出した中間報告によれば「使用済燃料はプルトニウム等を含む有用な資源」であるとし、エネルギー有効利用するために再処理可能なりサイクル燃料とされていることから担税力はあると解しています。サイト内に一時貯蔵している期間中であっても、潜在的な資産価値が存在する有用な資源である使用済燃料は課税対象となりうると考えています。

担税力の基準

平成11年に茨城県税源問題研究会が出版した「地方独自税源探策記」によれば、現在の税体系の担税力の基準として、OECDによる分類では、所得課税 財産課税 消費課税 その他の基準があり、核燃料税や核燃料物質等取扱税は、「その他」に分類されており、使用済核燃料税についても、「その他」に分類されると考えています。

ウ 課税権

地方団体の課税権が及ぶ範囲は、その地方団体の区域に限られ、区域外には及ばないとされています。柏崎刈羽地域には、7基の原子力発電所が設置されていますが、使用済核燃料が貯蔵されている使用済燃料プールは、1号機から4号機までが柏崎市に、5号機から7号機までは刈羽村に位置しており、両方にまたがっている使用済燃料プールはありません。

(3) 課税標準

使用済燃料中の核燃料物質の重量を測定することは困難であるが、核分裂させる前の核燃料物質の重量については、その燃料体の加工段階で測定済であることから、後者を課税標準としています。なお、前者と後者の重量とでは、一定の相関関係があることは、自明のことです。

なお、1体当たりの使用済核燃料の重量は、約172キログラムと推計していますが、納税義務者が申告する際には、号機ごとに一体をグラム単位で集計し、課税標準となる総重量はキログラム未満の端数は切捨てとなります。

使用済核燃料の集合体数を課税標準とすることができないか。

発電所のタイプにより、燃料集合体の大きさが変動するため、正確性では使用前の重量が勝っています。原子核分裂させる前の重量は、青森県、茨城県の核燃料税関連の税で認知されており、計算上算定根拠としています。

核燃料税と重複するのではないのか。

納税義務者は原子炉設置者ということで一致していますが、課税標準ではそれぞれ核燃料税は原子炉へ挿入する核燃料の「取得価額」であり、新税は使用済核燃料の「重量」であるので重複しないと考えています。

MOX 燃料への対応は

核燃料物質は、原子力基本法第3条第2号に規定する物質で、政令で定めるものをいいます。その定義の中にプルトニウム及びその化合物を含んでいるため、MOX 燃料が装荷された場合には、使用済核燃料税の適用を受けます。

(4) 税率

税率については、本来、原子力発電所の立地に伴い見込まれる財政需要と課税標準額との関係で決定されるものです。具体的には、財政需要額を最初に求め、これを5年で除し、1年に必要な税額と課税標準の関係の中から税率を算出します。しかしながら、核燃料税の創設及びその後の経過をみると、今回の新税が全国の原発立地市町村へ波及することが予想されます。また、税額の過重負担、他の税金との均衡等を考慮して、合理的、総合的に税率を決定したものです。

ア 480円の算出根拠

原子力発電所が立地されることに伴う平成15年度から19年度の5年間における財政需要額は143億円です。この中から原子力発電所立地に関係が深いと判断し、最終的に計上した5年間の一般財源は6,945百万円です。そのうちから原子力発電所が立地されることに伴う税収入額で普通交付税に算入されない25%に相当する額3,743百万円を差し引いた額3,202百万円が税収入差引後の額です。このうち青森県への搬出、刈羽村サイト(5~7号機)との号機間移動等による使用済核燃料保管量の増減及び予算執行の増減等を考慮した税収が2,596百万円見込まれる(初年度月割り課税後の税収見込額2,379百万円)ので、これを5年間における使用済核燃料保管重量5,409百万キログラムの割合によって480円の税率を算定したものです。

【参考】

青森県、茨城県の使用済燃料の受入れの税率が1回限りで1キログラム当たりそれぞれ23,800円、24,800円となっています。再処理施設の受入期間は50年程度とされていますので、税率を1年間と換算するとそれぞれ476円、496円となります。

再処理施設の受入と燃料プールの保管を同一に考えることはできないため、参考に留めることとしました。

イ 累進税率の適用について

使用済み直後の燃料は、放射能が強く、余熱も残っているため放射線を水で遮ると同時に冷やすことにより、放射能は弱められることから、使用済核燃料の保管期間が発生してから長期になるほど、安全性等に問題が生じることにはなりません。

反対に安全性は高められることとなります。新税を課徴金的な税として理論付けた場合、累進税率の適用も考えられますが、納税義務者の同意及び総務省同意の段階で過重負担の問題、他の税との均衡等からハードルが高いものになることが予想されます。庁内研究会としては、毎年課税することも累進課税と同様であると判断し、累進税率の適用は採用しなかったものです。

(5) 財政需要

本来、一般的な財政運営は、法定税や地方交付税等の既存の制度の中で賄われるべきものです。法定外税を課するためには、その地方公共団体において、何らかの特別な財政需要の存在が不可欠です。新税は、原子力発電所の立地に伴い発生する特別な財政需要として、次の財政需要項目を挙げています。

項 目	事業費合計 (千円)	説 明
原子力関係啓蒙啓 発対策費	43,210	原子力発電の必要性和安全性について、広く住民に理解と協力を求めるために必要なもの
原子力安全対策費	1,248,803	原子力発電所の立地に伴う防災対策等のために必要なもの
生業安定対策費	169,745	原子力発電所周辺地域の住民の就業安定、雇用機会の拡大を図り地域振興に資するために必要なもの
環境安全対策費		原子力発電所立地に伴う周辺地域の環境監視等のために必要なもの
民生安定対策費	5,215,997	原子力発電所周辺地域の住民の居住環境の整備、生活基盤の充実・安定に必要なもの
発電所との共生費	267,600	原子力発電所立地に伴う地域のイメージの向上・共生に必要なもの
合 計	6,945,355	* 詳細は、別紙財政需要集計表参照

事業項目の説明

(1) 原子力関係啓蒙啓発費

- ・原子力発電の必要性和安全性について住民に理解と協力を求めるため必要なもの

(2) 原子力安全対策費

- ・緊急時等の情報伝達体制の整備を図る。
- ・災害時における住民の防災体制の強化を図る。

- ・原子力発電所の安全対策関係職員の人件費
- ・ライフラインの管理体制の強化を図ることにより、防災体制の強化を図る。

(3) 生業安定対策費

- ・原子力発電所の立地が、企業立地、観光産業の振興等により効果的に作用し、住民の生産活動が活発化することを図る。
- ・農業の振興を図るとともに、緊急時において避難道路として活用する。

(4) 民生安定対策費

施設の整備、充実強化をして、住民の民生安定を図る。

- ・道路及び橋梁を整備して、緊急時の避難路とする。
- ・原子力発電所周辺の河川を整備して、災害を未然に防止するとともに、橋梁の整備と相まって緊急時の避難を容易にする。
- ・市道の歩道、消融雪施設、交通安全施設を整備及び維持管理をするとともに、緊急時における避難を容易にする。
- ・緊急時におけるコンクリート屋内退避施設である教育施設を整備する。
- ・緊急時の医療体制を確保する。

(5) 発電所との共生

- ・原子力発電所が、地域活性化や地域振興、環境整備等の面で、立地地域と共生していることをアピールする。

県核燃料税の財政需要との調整

県核燃料税と使用済核燃料税の財政需要として計上した事業を課税期間中において重複しないように明確に区分仕分けしています。また、疑義のあった県核燃料税の財政需要である事業のうち、財源充当がないため市の一般財源から支出する額については、使用済核燃料税の財政需要から除外しています。

これについて、新潟県とは、使用済核燃料税が今後の県核燃料税の見直しに影響させないことを基本にしており協議済みです。

原発立地に伴う増収分の25/100の取扱い

東京電力(株)が法定税(固定資産税及び法人市民税)として納めている税額のうち、普通交付税の基準財政収入額に算入されない25%相当額については、東京電力(株)から優先的に新税の財政需要に充当すべきであるという主張を認め、財政需要から控除しています。核燃料税でも同様に控除していることから、重複しないように既に核燃料税で控除している15年度、16年度については控除せず、17~19年度の3年間分(3,743百万円)を控除し、協議書を提出しています。

東電協議による対象事業の精査と考え方

発電所との良好な共生関係を維持していくための必要な事業として、環境対策、地域活性化対策、地域振興事業を計上しています。この中で東京電力(株)が既に地域に協力されている事業については、共生費から除外しています。

法定外目的税の税収と使途の関係について、中里東大法学部教授が「税 2002 年 1 月号 地球環境税のあり方について」において、次のように述べています。(抜粋)

環境関連の目的税からあがる税収を環境関連の支出に充てる必要は本来的にはないというのが、租税法における理論的な帰結である。ましてや、法定外普通税に関して、税収と使途との間の関係を問題とすべきではないことはいうまでもない。納税者に対する説得の問題はあるが、それは政治的な問題であり、理論的な帰結ではない。

もちろん、法定外税の税収と使途との関係を関連付けて考えても別にかまわないかもしれないが、そのような場合においても、両者の関連付けを過度に厳密に考えるべきではない。過度に厳密に対応関係を見ると、課税そのものが困難になってしまう場合がある。

(6) 租税原則との関係

「公平・中立・簡素」の3原則に則っているか。

「公平」の原則とは、税制に基本原則の中でも最も大切なものであり、様々な状況にある人々が、それぞれの負担能力(担税力)に応じて分かち合うという意味です。

新税は、原子力発電所の立地に伴う財政需要に対応するため、原因者たる原子炉設置者にある程度のコストの負担を求めるものです。納税義務者を「使用済核燃料を保管する原子炉設置者」としていますが、それがたまたま東京電力一社しかないというだけのことです。中部電力や東北電力など納税義務者になり得る者が柏崎市に他にもいれば、課税対象となり得ます。

「中立」の原則とは、税制ができるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないようにするという意味です。

新税が課税されることによりコスト増になるものの、企業規模と比較して軽微なものであり、企業の合理化等の自助努力により、電力料金に転嫁しない対応は十分可能であることから、企業の経済活動を歪めることにはつながらないと考えます。

「簡素」の原則とは、税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものにするという意味です。

新税は、賦課期日において1号機から4号機までの原子炉施設内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている使用済核燃料について、原子核分裂させる前の重量を課税標準とし、税率によって負担を求めていくもので、税負担の計算が容易であり、納税コストが安価であること、原子核分裂させる前の重量は、青森県、茨城県の核燃料税関連の税と同様であることから納税者にも理解しやすいものと考えます。

使用済核燃料税は、特定企業を狙い撃ちしたものであり、憲法第14条に抵触するのではないか。

単一かつ特定の企業のみを納税者とする課税は、租税の公平原則及び「法の下での平等」を定めた憲法第14条に抵触する疑いがあるという点については、当該自治体に他の電力会社が原子力発電所を立地した場合、同様に課税されるため、特定企業を狙い撃ちしたものではありません。実際に東京電力以外の原子力発電所が立地する可能性は低いと考えられますが、理論的には他の電力会社が立地することは可能であるため、一社への狙い撃ち的な課税であるとは考えていません。

多重課税論

- 疑問点 -

核燃料については、原子炉への装荷の時点で新潟県核燃料税が課せられています。新税においては、使用後の一時的な保管に対して課税します。原子力発電における燃料の搬入・装荷・取出し・貯蔵・搬出は、核燃料を用いて発電するための一体不可分の行為・プロセスであり、新税がこの核燃料サイクルの一面を切り出して課税することは、原子力発電という単一の収益機会に対して、何重にも課税することが認められる実質的な多重課税になります。

新税の考え方 -

多重課税論については、「課税の意義、趣旨、目的」という課税の原因事実が同じ場合に問題となりますが、使用済核燃料税は、目的において周辺住民の不安感の増大、原子力発電所に係る固定資産税の大幅な減少、当初予定されていなかった使用済核燃料の貯蔵量の増大という、新たな環境変化等に対応した安全対策、民生対策等の緊急実施が課題としているもので、核燃料税とは明らかに課税原因事実が異なります。

課税標準においても、核燃料税は原子炉へ挿入する核燃料の「取得価額」であり、使用済核燃料税は使用済核燃料の「重量」であるので、重複しないと考えています。

税は、財政需要が存在し、担税力があるという条件があれば成立するものであると考えています。当市の使用済核燃料税は、原発立地に伴い発生する財政需要について、使用済核燃料に担税力を認め、その一時保管という行為に着目して課税するものですので、使用済核燃料税は多重課税には当たらないと考えます。

(7) 不同意要件の検討(地方税法第671条1号~3号)

**国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
(1号要件)**

【解説】

「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は他の地方税

と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいいます。

新税の考え方

新潟県の核燃料税は、課税標準を「核燃料の価額」としているのに対し、使用済核燃料税は「使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量」としており、課税標準は異なったものです。また、使用前核燃料と使用済核燃料は、物理的にも同一のものではありません。

また、過重負担とはならない根拠として

貴社の経常利益に占める本税額の割合

税額 2.6 億円が、東京電力(株) 2002 年 3 月期の決算における営業利益 637,972 百万円（全国第 2 位）経常利益 319,584 百万円（同 3 位）のそれぞれ 0.41%、0.81% であること。

核燃料税との比較

当市の使用済核燃料税額は、新潟県の核燃料税（年によって変動はありますが）の額、20～40 億円 / 年に比して、1/4～1/8 でしかないこと。

電気料金への影響

使用済核燃料税の税率が最終的に電気料金に影響を及ぼすこととなったとしても、使用済核燃料税が電気料金に占める割合は 0.01 パーセントにも満たない状況であり、電気料金の費用総額に占める割合はほんのわずかである。

これらを総合的に判断して、市としては「それほどの負担とは言えないのではないか」と考えたものです。

【参考】協議書提出後、総務省へ提出した資料

使用済核燃料税の電力料金への影響

年度	販売電力量 (百万 kw/h) A	総合電力料 金(1kw h 当 たり) B	使用済核燃 料税税収(百 万円) C	1 kw h 当 たり 税 負 担 (C/A) D	総合電力料金に占め る税負担の割合(D/B ×100) %
15	279,700	18.68	217	0.0008	0.00428
16	282,900	18.68	487	0.0017	0.00910
17	287,700	18.68	528	0.0018	0.00964
18	292,600	18.68	553	0.0019	0.01017
19	297,600	18.68	594	0.0020	0.01071
5 年間平均	288,100	18.68	476	0.0017	0.00910
16～19 平均	290,200	18.68	541	0.0019	0.01017

* 総合電力料金は、直近の平成 14 年度数値を使用しています。

【電気事業連合会から全国原子力発電所所在市町村協議会への意見（抜粋）2002.10.30】

（１）他の法定外税と課税標準が同じ

「原子炉への核燃料の挿入」を課税客体とする核燃料税の課税が行われているにもかかわらず、「使用済核燃料の発生・貯蔵」という県税とは一応表面上は異なる課税客体を用いることにより、実質的には同一の課税標準に対する課税を行おうとするものであると言わざるを得ません。核燃料の挿入・取り出し・貯蔵が一体の行為であるにもかかわらず、核燃料の挿入と、使用済核燃料の発生・貯蔵とは別物であるので課税標準は同一ではないという主旨は、特別の条件が付加されない限り問題があると考えます。

（２）過重負担の問題

電気事業における税負担（平成 12 年度）は、売上高の 9.3% に達し、全産業の 2.0% に比べて、著しく重い状況にあります。平成 13 年度の租税公課は、国・地方自治体に支払う水利使用料、道路占用料を加えると、1兆4,707億円という巨額なものとなっており、1日あたり約40億円の税金を納付しています。・・・新税が創設されると、核燃料税と実質的に課税標準を同じくする新たな税負担を負うこととなります。

さらに、当該新税構想は核燃料税と同様に一市町村に止まらず、全国の原子力発電所立地市町村の追随によってさらに拡大する可能性が極めて高いものであると考えており、今後の核燃料税の期間更新の際の税率アップに加えて、当該新税が課されることになると、原子力発電所を設置している電気事業者の税負担は一層増加することになり、重要な問題であると考えています。

地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。（２号要件）

【解説】

課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の物流に重大な障害を与えると認められることをいいます。

新税の考え方

使用済核燃料に着目した税であり、使用済核燃料は、国の事業許可を受けた原子力事業者相互間においてのみ取引が行われるため、地方団体間の物の流通に関係しないものと考えます。

* 電気事業連合会及び東電協議において、この第 2 号要件の疑義なし。

国の経済政策に照らして適当でないこと。(3号要件)

【解説】

国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁がいう施策のうち、特に重要な、又は協力を推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定のものによって惹き起こされる特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でない認められることをいいます。

新税の考え方

電力の自由化により、電気料金の引き下げがより求められる状況下にあります。使用済核燃料税の税額は、納税義務者の経営状況からすると、経営努力により十分吸収可能な額であり、著しい負担増になるとは考えられず、自由化を推進する国の政策に反するものではありません。

また、使用済核燃料税の目的には、安全対策・環境保全対策等の整備が含まれており、この点においても、安全・防災対策を講じながら原子力発電を推進する国の政策と同じくするものです。

更に、京都議定書の批准を目前にして、環境政策からも原子力発電の推進が求められています。原子力発電所の建設が進まないと不足分を火力発電で補うため、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が増え、産業界全体が追加負担を強いられることとなります。既存の原子力発電所立地地域が防災体制の充実や民生の安定を含め発電所との共生を果たすことにより、長期的な原子力発電所の運転やエネルギー事業の発展につながり、国の経済施策にも大いに資するものと考えます。

【電気事業連合会から全国原子力発電所所在市町村協議会への意見（抜粋）2002.10.30】

「経済構造の変革と創造のための行動計画（閣議決定）」において、電力コスト低減による産業の活性化は、重要な経済施策と位置づけられています。当該新税構想は、原子力発電を行っている電気事業者に新たな負担を課すこととなりますが、この負担増は、安易に電気料金へ転嫁できる状況にはないどころか、一層の料金低減を求められている中で大きな足かせとなり、国の施策を大きく阻害すると考えています。

また、原子力発電は、国の基幹エネルギーとして、「電源三法」、「原子力基本法」、「原子力立地地域振興特別措置法」などに位置づけられ、さらに、温室効果ガス排出抑制の重要な手段として、「地球温暖化対策推進大綱」にも盛り込まれています。

しかしながら、今回の新税構想が行われれば、その影響は直ちに他の原子力発電所立地市町村にも波及し、全国の立地地域における課税競争を誘発する可能性が大幅に高まると考えられます。このような課税競争が起きれば、エネルギーの長期的安定供給と地

球温暖化への対応のための原子力発電の推進に大きな障害が生じることになり、上記の国の重要なエネルギー政策との乖離が問題になると考えます。

(8) 柏崎市・川内市使用済核燃料税比較表

対 象 項 目	柏 崎 市	川 内 市
税 目	使用済核燃料税	使用済核燃料税
税 の 種 類	法定外目的税	法定外普通税
徴 収 方 法	申告納付	申告納付
課 税 客 体	原子力発電所における使用済核燃料の保管	原子力発電所における使用済核燃料の貯蔵
税収の使途 (財政需要)	原子力安全対策 生業安定対策 環境安全対策 民生安定対策(ハード中心) 共生に必要な費用	原発の防災対策やイメージアップ等
課 税 標 準	保管する使用済核燃料に含まれるウランの重量	一の発電用原子炉につき157体を 超える使用済核燃料の集合体数
納 税 義 務 者	原子炉設置者(東京電力)	発電用原子炉設置者(九州電力)
税 率	1キログラムにつき480円	燃料集合体1体当たり23万円(1キ ログラムにつき約500円)
収入見込額	年間約6億円(5年間で23億8 千万円)	年間約2億5千万円(5年間で約12 億6千万円)
課 税 期 間	施行後5年を目途として、施行状 況、社会経済情勢の推移等を勘案 し、必要があるときは、検討を加 え、その結果に基づいて必要な措 置を講ずる。	5年間(更新等については、課税期間 終了時点で検討する。)
使用済み核燃 料保管量(体)	15年4月1日現在(1~4号機) 5,253体	平成15年4月1日現在(1,2号機) 1,224体
貯蔵容量	9,367体	2,374体
実施年月日	平成15年9月30日	平成16年4月1日

財政需要集計表

(単位:千円)

事業項目	細目	事業内容	15~19年度全体計画					事業説明	
			事業費合計	財源内訳					
				国庫支出金	県支出金	その他	一般財源		
運営費	1 原子力関係事業費対策費	原子力安全啓蒙啓蒙費	132,090	88,880	0	0	43,210	1 広報安全対策費のうち、1人分の人件費	
		2 原子力安全対策費	228,175	0	0	0	228,175	2 公共施設ネットワーク整備	
		情報ネットワーク整備費	60,716	0	0	0	60,716	3 GISシステムの維持管理費	
		原子力防災体制整備費	60,400	42,825	0	0	17,575	4 原子力防災対策事業費のうち、嘱託員の人件費分	
		消防防災体制整備費	46,955	0	0	0	46,955	5 人件費2人分 8,000千円×2人×1/2	
			消防団員報酬	77,010	0	0	0	77,010	6 標準人員分の超過分のみ
			消防団員費用弁償	68,185	0	0	0	68,185	7 同上
		原子力安全対策費	職員人件費	601,100	0	0	0	601,100	8 職員人件費(原子力安全対策関係職員+他一般会計所属職員分×1%)
		計		1,142,541	42,825	0	0	1,099,716	
	的	3 生業安定対策	産業振興費	東京事務所運営事業	67,500	0	0	0	67,500
観光振興費			誘客宣伝事業	25,955	0	0	0	25,955	10 観光マップ等の印刷、広告宣伝
工業振興費									
商業振興費									
農業振興費									
	計		93,455	0	0	0	93,455		
費	4 環境安全対策費								
		5 民生安定対策費	交通安全対策費	消滅雪施設維持管理費	111,080	0	1,440	1,290	108,350
			交通安全施設等維持事業	41,485	0	0	0	41,485	12 交通安全施設修繕、区画線、照明等 市道幹線分(1.2級)
			道路管理費	455,000	0	0	48,100	406,900	13 施設光熱水費、委託経費、道路修繕等 市道幹線分(1.2級)
		地域医療体制費	病院群輪番制病院運営費	203,895	112,545	0	18,860	72,490	14 救急患者受け入れに必要な経費への補助
			休日急患診療所運営費	138,705	2,115	0	37,105	99,485	15 休日急患診療所の運営費
		計		950,165	114,660	1,440	105,355	728,710	
	6 発電所との共生	環境対策費	環境保全事業	27,685	0	0	0	27,685	16 エコ産業展、グリーンディ他
			環境保全設備設置等促進事業	22,500	0	0	0	22,500	17 太陽光発電システム設置費
		地域活性化対策費	交流推進事業	17,415	0	0	0	17,415	18 柏崎のつどい開催、ふるさと通信の発行
地域振興費		産学官連携研究開発	200,000	0	0	0	200,000	19 産学官連携組織運営のための基金	
	計		267,600	0	0	0	267,600		
運営的経費計			2,585,851	246,365	1,440	105,355	2,232,691		
投資的経費	1 原子力関係事業費対策費								
		2 原子力安全対策	防災体制整備費	防災行政無線移動系更新事業	40,000	0	0	0	40,000
			地域イントラネット構築事業	35,330	0	0	0	35,330	21 公共施設ネットワーク運営費、スーパーワイドLAN他高速接続回線使用料
		消防施設整備費	消防ポンプ車更新	46,054	0	0	0	46,054	22 年次計画による更新整備(特措法事業)
			高規格救急車更新	11,958	0	0	0	11,958	23 年次計画による更新整備
			救急輸送マイクロバス更新	4,690	0	0	0	4,690	24 年次計画による更新整備
			指令車更新	2,345	0	0	0	2,345	25 年次計画による更新整備
			作業用トラック更新	8,710	0	0	0	8,710	26 年次計画による更新整備
		計		149,087	0	0	0	149,087	
	3 生業安定対策費	農林水産業振興費	農村振興総合整備事業	254,300	0	178,010	0	76,290	27 広田地区、集落道整備
4 環境安全対策費									
5 民生安定対策費	道路橋梁整備費	市道新設事業(バイパス)横山藤橋	300,000	0	0	0	300,000	28 8号バイパス及び県道野田西本線へのアクセス(横山、藤橋地区)	
		橋梁震災対策整備事業	150,000	0	0	0	150,000	29 震災対策落橋防止工	
	河川改修費	普通河川改修事業	95,000	0	0	0	95,000	30 普通河川改修	
	都市計画費	街路整備事業	300,000	165,000	0	68,906	66,094	31 栄田町、松波町4丁目地区(特措法事業)	
	交通安全施設整備費	歩道新設事業	北園町	120,000	66,000	0	0	54,000	32 市道2-103号線
			上田尻	342,000	188,100	0	0	153,900	33 市道9-67号線
		消雪パイプ整備事業		45,000	0	0	0	45,000	34 消雪パイプ、削井工
	教育施設整備費	枇杷島小学校	校舎改築	3,904,000	1,260,000	0	187,751	2,456,249	35 校舎、屋体、用地(特措法事業)
		第二中学校	校舎改築	1,000,000	0	0	0	1,000,000	36 校舎改築
		第五中学校	校舎大規模改造	234,460	49,000	0	18,416	167,044	37 校舎、屋体(特措法事業)
	計		6,490,460	1,728,100	0	275,073	4,487,287		
6 発電所との共生									
投資的経費計			6,893,847	1,728,100	178,010	275,073	4,712,664		
総合計			9,479,698	1,974,465	179,450	380,428	6,945,355		

4 柏崎市使用済核燃料税条例の解説

(課税の根拠)

第1条 市は、原子力発電所所在市として、原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用に充てるため、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第5条第7項及び第731条第1項の規定に基づき、使用済核燃料税を課する。

【解説】

法定外目的税は、目的税であるため、法文の最初に課税目的を規定する必要があります。使用済核燃料税条例の場合は、原子力発電所の立地に伴う次に掲げる財政需要に充てるための財源確保のために、この税を新設したものです。

- ア 原子力発電所に対する安全対策
- イ 生業安定対策
- ウ 環境安全対策
- エ 民生安定対策
- オ 発電所との共生

目的税とした理由としては、原子力発電所の立地に伴い発生する上記財政需要に充てるために課税することから目的税としたものです。一般的な目的税の場合は、地方団体の事業又は施設が当該団体の一部の者のみに利益を与えるような場合は、応益の原則に基づいて、当該事業又は施設に要する費用に充てるため、この利益を受ける住民に限って税を課するものです(都市計画税、入湯税など)。しかしながら、今回の使用済核燃料税については、原子力発電所が立地することにより発生する財政需要は発電所がなければ必要としないものが大半であることから、原因者負担の観点から目的税としたものです。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 使用済核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用したものをいう。
- (3) 原子炉設置者 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第23条第1項の許可を受けた者をいう。
- (4) 保管 原子炉設置者が使用済核燃料を発電用原子炉から取り出し、当該発電用原子炉施設内の使用済燃料貯蔵設備において貯蔵する状態をいう。

【解説】

1 第1号で定義する「発電用原子炉」は、本市の場合、柏崎刈羽原子力発電所における

原子炉となります。

- 2 第2号で定義する「使用済核燃料」とは、核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用したものをいいますが、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）第2条第8項に規定する「使用済燃料」と同義です。
- 3 第3号で定義する「原子炉設置者」とは、規制法第23条第1項第1号に規定する「発電の用に供する原子炉（実用発電用原子炉）」を設置しようとする者が経済産業大臣に対して許可申請を行い、許可を受けた者をいいます。
- 4 第4号で定義する「保管」とは、核燃料を原子炉から取り出し、使用済燃料プールにおいて貯蔵する状態をいい、再処理工場へ運搬するための船積みのために使用済核燃料を使用済燃料プールから搬出し、一旦キャスクに保存している状態は除きます。

（賦課徴収）

第3条 使用済核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるものを除くほか、新潟県柏崎市税条例（昭和35年条例第10号）の定めるところによる。

【解説】

本市では、地方税法に基づく法定税についての賦課徴収に関する事項は、柏崎市税条例（昭和35年条例第10号）において規定しています。

法定外税である使用済核燃料税については5年間を目途として、本条例に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしていることから、市税条例の中に追加するのではなく、別途本条例を設けましたが、賦課徴収についての法定税との共通事項については、本条例に規定せず、市税条例の規定によることとします。

（納税義務者）

第4条 使用済核燃料税は、使用済核燃料を保管する原子炉設置者に課する。

【解説】

- 1 納税義務者は、使用済核燃料を保管する原子炉設置者としています。
- 2 課税客体は、保管する使用済核燃料です。本税は、原子炉設置者の事業活動に着目して課税するものですが、核燃料の使用段階である装荷に対して県が核燃料税を課税したのに対し、本市は使用済核燃料の保管に着目し課税することとしました。本市の使用済核燃料税の課税標準は使用済で再処理前、つまり、そのままの状態では核燃料としての用途に供することのできないものであるため、性質、用途等が県の核燃料税の課税標準とは明らかに異なっているので、同一の課税標準にはならないと判断しています。

（課税標準）

第5条 使用済核燃料税の課税標準は、賦課期日において保管する使用済核燃料の重量とする。

- 2 前項の重量は、使用済核燃料に係る原子核分裂させる前の核燃料物質の重量とする。

【解説】

- 1 使用済核燃料の保管への課税については、賦課期日において保管する使用済核燃料の原子核分裂させる前の核燃料物質の重量を課税標準としています。
その理由は、使用済燃料中の核燃料物質の重量を測定することは困難ですが、核分裂させる前の核燃料物質の重量については、その燃料体の加工段階で測定済であることから、後者を課税標準としています。なお、前者と後者の重量とでは、一定の相関関係があることは、自明のことです。
- 2 使用済核燃料を課税客体とすると、使用済核燃料の集合体を課税標準と捉えることも可能です。しかし、発電所のタイプ（沸騰水型と加圧水型等）により、燃料集合体の大きさが変動するため、正確性では使用前の核燃料物質の重量の方が勝っています。また、原子核分裂させる前の核燃料物質の重量は、青森県、茨城県の核燃料税関連の税で計算上算定根拠とすることを認知されていることから、原子核分裂させる前の核燃料物質の重量を課税標準としています。

（税率）

第6条 使用済核燃料税の税率は、1キログラムにつき480円とする。

【解説】

- 1 税率については、原子力発電所が立地していることに起因して発生する財政需要と課税標準との関係を考慮して決定すべきものです。しかしながら、税収で財政需要のすべてを充足しなければならないということにはなりません。
- 2 課税標準である重量については、キログラム未満の端数は切り捨てとなります。
- 3 税額の端数計算については、課税標準である量に税率をかけて算出された金額の百円未満の端数は切り捨てます。（地方税法第20条の4の2第3項）

（賦課期日）

第7条 使用済核燃料税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

【解説】

使用済核燃料の保管への課税については、毎年1月1日において保管する使用済核燃料に係る原子核分裂させる前の核燃料物質の重量に対して賦課することとしています。1月1日中に使用済核燃料を原子炉施設内の使用済燃料貯蔵設備に搬入されたものも含むものです。

（徴収の方法）

第8条 使用済核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

【解説】

徴収については、申告納付の方法によるものとしています。

申告納付とは、納税者がその納付すべき税の課税標準及び税額を申告し、その申告した税額を納付することです。今回、申告納付の方法によることとしたのは、普通徴収に比べて、正確に課税標準額が把握されることを考慮したものです。

なお、県の核燃料税についても、同様の理由により申告納付の方法によっています。

(申告納付の手続等)

第9条 使用済核燃料税の納期限は、4月30日とする。

- 2 納税義務者は、賦課期日における使用済核燃料税の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付書によって納付しなければならない。
- 3 前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、当該修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

【解説】

使用済核燃料の保管を行っている原子炉設置者は、原則として、当該年度の4月30日までに申告納付しなければならないこととするものです。

(申告期限は、法定外目的税の申告納付の手続等(法第733条の14)による。)

(更正、決定等に関する通知)

第10条 法第733条の16第4項の規定による使用済核燃料税に係る更正又は決定の通知、法第733条の18第5項の規定による使用済核燃料税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第4項の規定による使用済核燃料税に係る重加算金額の決定の通知は、更正又は決定の通知書を交付して行うものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知書で指定する期限までに納付書によって当該通知に係る徴収金を納付しなければならない。

【解説】

省略

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

省略

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 平成15年度における使用済核燃料税の賦課期日については、第7条中「当該年度の初日の属する年の1月1日」とあるのは、「規則で定める日」とする。
この場合において課税標準を算出するときは、当該規則で定める日の属する年度の4月から当該規則で定める日の属する月までの月数を12から差し引いた月数を12で除した数値を課税標準に乗じて計算するものとする。
- 3 平成15年度における使用済核燃料税の納期限については、第9条第1項中「4月30日」とあるのは、「規則で定める日」とする。
- 4 この条例については、施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

- 1 法定外目的税の新設又は変更を行う場合には、あらかじめ、総務大臣に「協議」し、その「同意」を得なければなりません。（法第731条第2項）
同意を得るまでの標準処理期間は、概ね3か月とされており、総務大臣の同意を得た日以後において、使用済核燃料税の施行期日を定める規則を定め、条例施行を行うものです。
- 2 初年度において、年の中途で課税を行う場合を考慮し、賦課期日、月割計算、納期限等について定めるものです。
- 3 従来からの法定外普通税は課税期間を5年としています。これは、税源が必ずしも永久的に存在するものではないこと、財政需要も時とともに変化するものであることから、ある程度の期間経過後に改めて判断する必要があることから、5年間という期間が設定されています。
本条例は、原子力発電所に対する安全監視施設の一層の整備充実、民生・生業安定対策に加え、原子力立地地域のイメージアップなど原子力発電所との共生に必要な経費に充てることを目的としており、財政需要も長期間にわたり生ずることが予想されるため、特に、期間を定めないこととしています。
ただし、税源の存在や財政需要の変化もあるので、使用済核燃料税条例は「施行後5年を目途に必要な場合は、条例に検討を加え、必要な措置を講ずる」としています。
なお、必要な措置を講ずる必要がないときは、国への協議は省略されるものと考えます。